

新潟市選挙管理委員会電子計算機処理管理運営規程及び新潟市区選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

新潟市選挙管理委員会

委員長 真島 義郎

新潟市選挙管理委員会訓令第1号

新潟市選挙管理委員会電子計算機処理管理運営規程及び新潟市区選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

(新潟市選挙管理委員会電子計算機処理管理運営規程の一部改正)

第1条 新潟市選挙管理委員会電子計算機処理管理運営規程（昭和60年新潟市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「IT推進課長」を「ICT政策課長」に改める。

(新潟市区選挙管理委員会事務局規程の一部改正)

第2条 新潟市区選挙管理委員会事務局規程（平成19年新潟市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「区役所総務課長」を「別表第1に掲げる者」に、「区役所総務課及び区役所地域課」を「別表第2に掲げる所属」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

行政区	書記長
北区	区役所地域総務課長
東区	区役所総務課長
中央区	区役所総務課長
江南区	区役所地域総務課長

秋葉区	区役所地域総務課長
南区	区役所地域総務課長
西区	区役所総務課長
西蒲区	区役所地域総務課長

別表第 2（第 3 条関係）

行政区	所属
北区	区役所地域総務課
東区	区役所総務課， 区役所地域課
中央区	区役所総務課， 区役所地域課
江南区	区役所地域総務課
秋葉区	区役所地域総務課
南区	区役所地域総務課
西区	区役所総務課， 区役所地域課
西蒲区	区役所地域総務課

附 則

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。